

令和6年度京都市脱炭素先行地域創出に関する
コンソーシアム運営等事業実施事業者の公募について

＜募集期間＞

令和6年3月1日（金）～3月15日（金）

受付・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4555 FAX：075-211-9286

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：吉田、今江）

1 事業名称

京都市脱炭素先行地域創出に関するコンソーシアム運営等事業

2 事業期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 事業概要

(1) 目的

本市では、令和4年11月に国から選定を受けた「京都市脱炭素先行地域」の創出に向けて、伏見エリアを中心としつつ全市を視野に、地域コミュニティの核である文化遺産群、商店街、住宅エリア等を対象に、太陽光発電設備などの再エネ発電設備・蓄電池の導入、機器の省エネ改修、再エネ100%電力への切替えを促進していくこととしている。本事業は、京都市内の「脱炭素先行地域」の創出を目指し、関係事業者で構成される「京都市脱炭素先行地域推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）及び国交付金の間接交付による支援事業等を行う事務局を設置、運営することを目的としている。

(2) 事業内容

ア コンソーシアムの運営

本市脱炭素先行地域計画（※）に基づき、脱炭素先行地域の創出に向けたコンソーシアムでの会員の多様な意見を丁寧に汲み取りつつ、コンソーシアムの円滑な運営を行うこと。また、成果等について市民等に分かりやすく発信することにより、コンソーシアムにおける活動の活発化を図ること。

加えて、事業実施にあたっては、会議場所の手配及び経費の負担を含めた事前準備や全体進行を行うとともに、会議後は成果を分かりやすく取りまとめること。

コンソーシアムは、正会員と一般会員で構成し、参画する会員等が一堂に会する総会と、特に脱炭素転換を実現していく実施内容に基づいて、正会員が集中的に取り組むワーキンググループ（以下「WG」という。）のほか、WGにおける各種取り組みを円滑に推進するため設ける運営委員会を開催する予定であり、それぞれについて以下の取組を行うこと。

(ア) 総会、WG及び運営委員会の運営

総会、WG及び運営委員会の円滑な運営を行うこと。総会は年1回程度の開催を想定しているが、場合によって、臨時総会を開催する可能性がある。WGは月1回程度の開催を想定している。運営委員会は適宜開催する。

(イ) 伴走支援

WGにおける協議に関し、環境分野における高い専門性をいかし、本市と連携して伴走支援を行うとともに、必要に応じて、関連する話題を提供し、協議を円滑なものとする。

※ 京都市脱炭素先行地域計画については、

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000305694.html>

≫ 「事業計画」を参照。

※ 京都市脱炭素先行地域計画の概要については、

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000305694.html>

≫ 「京都市脱炭素先行地域 概要」を参照。

※ コンソーシアムの概要については、

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000310217.html>

≫ 「京都市脱炭素先行地域推進コンソーシアムについて」を参照。

イ 脱炭素先行地域に係る間接補助

国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し本市が実施する脱炭素先行地域に関わる補助事業として「京都市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱」（令和5年4月18日制定。令和6年度に向けては別途改正予定）に基づき、補助金の交付決定を受け、その補助金を原資に、地域コミュニティの核である文化遺産群、商店街、住宅エリア等の脱炭素転換に向けた取組に対する間接補助事業を以下のとおり実施すること。

なお、間接補助事業の交付対象は、令和5年度から令和9年度の5年間での最大件数として文化遺産100件、商店街およそ190件、新規住宅およそ420件、既存住宅の改修100件など約810件を想定している。そのうち、令和6年度は、文化遺産およそ20件、商店街およそ20件、新規住宅およそ4件、既存住宅25件など約70件を想定しているが、増減する可能性がある。

(ア) 間接補助事業に必要な実施要領の作成

(イ) 間接補助事業の交付申請の受付、問合せ対応

(ウ) 間接補助事業の交付申請に係る審査、交付決定

(エ) 間接補助事業の完了実績報告に係る審査、補助金額の決定

(オ) 間接補助事業の支払いの実施

(カ) 上記に係るデータの適切な管理

(キ) 国への報告書の作成支援

また、補助事業終了後、補助事業の経理、概算払い、間接補助事業の指導監督等について、国等による実地検査等が行われる可能性がある。実地検査等があった場合には、事業期間中のみならず事業期間終了後においても本市と協力しながら、適切に対応すること。

ウ サステナブルツーリズムに係るコンテンツ製作及び調査

脱炭素転換した文化遺産などをEVで巡る脱炭素修学旅行の実施や、国際文化観

光都市としてのサステナブルツーリズムの推進に向けて以下を実施すること。

(1) 脱炭素修学旅行に向けたコンテンツの創出

修学旅行生向けのSDGs探究学習プログラム「Q都スタディトリップ」における脱炭素分野の新規コンテンツ等の創出やテストツアーの実施

(2) 脱炭素分野におけるサステナブルMICE調査の実施

(主な調査項目)

- ・ CO2削減の取組をまとめたガイドライン、パンフレット、サプライヤーリストの制作
- ・ CO2排出原単位（移動、宿泊、飲食、廃棄物）の調査
- ・ CO2排出量算出のツール

エ 調査

(ア) ア、イの遂行に必要な内容について、環境分野における高い専門性をいかし、情報収集し、その内容を本市に報告するとともに、本市脱炭素先行地域の創出を促進するための提案を適宜行うこと。

(イ) イ以外の国への進捗状況の報告などに必要な関連資料について、必要なデータの提供等を行うこと。

オ 情報発信

先行地域の進捗状況やコンソーシアムで検討し実施に至った成果等について、本市と協力しながら、ウェブサイトを活用するなどし、分かりやすい情報発信の内容及び手法を検討し、実施すること。

なお、本事業の実施においてウェブサイトの更新及び維持管理に当たっては、以下(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) コンソーシアムの会員、間接補助事業の交付対象となる事業者及び市民等が、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、様々な端末のウェブブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari 等）で閲覧できること。

(イ) 公開するコンテンツについて、Webアクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。

4 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者

にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条5号に規定する暴力団密接関係者が関与していない者であること。

5 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(6)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和6年3月7日（木）午後5時までに、参加意思確認書（様式1）を電子メールにて提出し（印不要）、受信確認を行うこと。

(2) 提案書類等

応募者は、以下のア～ウに示す書類を提出すること。いずれも正本1部、副本9部の合計10部を提出すること。

ア 企画提案書（様式2）

次の(ア)～(ウ)の内容を踏まえ、「(2) 事業内容」について提案すること。提案内容を補足するための参考資料（A4用紙、任意様式10ページ以内（A4サイズ両面印刷で5枚）を添付することできる。

(ア) 会社概要

会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、決算書（直近2期分）、これからの1000年を紡ぐ企業認定、KES等の環境認証の取得状況、特記事項等

(イ) 提案内容

事業実施計画、事業責任者及び事業担当者の資格、略歴及び事業実績の実績等
なお、一部再委託を行う場合は、再委託内容についても記載すること（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある）。

(ウ) 事業実績

実績年度、事業名、発注元、事業内容等

※ 過去5年間（令和元年度以降）に実施した本事業と同等又は類似の事業実績等を記入すること。ただし、提出された実績が同等又は類似の事業に該当するか疑義がある場合は、当該応募者に確認の上、本市が判断する。

イ 見積書（様式自由）

「ア 企画提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。
（執行事務費に係る費用を記載すること。間接補助事業相当額は除く。）

(3) 提出方法

応募者は、郵送又は直接持参により提出すること。ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時
郵送の場合は、上記提出期限に必着とする。

(5) 提出先

「1.1 問合せ先及び書類提出先」に記載の住所及び担当者へ提出すること。

(6) 質問及び回答

本要項に関する質問は文書（様式自由）による方法とし、令和6年3月7日（木）午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで令和6年3月12日（火）までにホームページにて公表する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：preceding-region@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

（京都市情報館の「市政情報」＞「入札・契約」＞「入札・公募
型プロポーザル情報」＞「環境政策局」のページに掲載）

6 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

7 実施候補者の決定等

(1) 選定方法

「京都市脱炭素先行地域創出事業に関するコンソーシアム運営等事業実施事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において当該事業の実施事業者として最も適した候補者（以下「実施候補者」という。）を選定する。

(2) 評価項目及び評価基準

選定委員会の委員は、以下の評価基準について採点を行い、選定委員会の各委員が採点した合計点の総合計が最も高い応募者を実施候補者として選定する。

評価基準	評価のポイント
提案内容（50 点）	・ 事業内容を十分に理解した上での企画提案であるか。 ・ 情報発信の内容及び手法はわかりやすく効果的であるか。 ・ 提案内容に応募者特有の利点があるか。
資料作成（5 点）	・ 的確でわかりやすい資料を作成する能力があるか。
実施体制（10 点）	・ 指揮系統が明確であり円滑な事業運営がなされるか。 ・ 本事業に関する知識の豊富な人員が配置されているか。
事業実績（15 点）	・ これまでに本事業の実施に同等又は類似する事業若しくは市町村等における地球温暖化対策計画での調査事業等を実施した実績があるか。
市内貢献（5 点）	・ 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有しているか。
社会課題解決（5 点）	・ これからの 1000 年を紡ぐ企業認定又はK E S等の環境認証を取得しているか。
見積金額（10 点）	・ 以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） $\text{評価点} = 10 \text{ 点} \times (\text{応募者中の最低見積金額}) / (\text{各応募者の見積金額})$

(3) 選定結果の通知

応募者に対して、速やかに、選定結果を書面にて通知する。

(4) 選定結果等の公表

実施候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の実施候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

8 事業実施上限額

執行事務費 35, 478 千円以内

※ その他間接補助事業相当額として現時点想定で442, 459 千円あり。

※ 3(2)イの「脱炭素先行地域に係る間接補助」の執行に係る事務費については、3, 392 千円を上限とし、執行事務費35, 478 千円ではなく、その他間接補助事業相当額442, 459 千円に含む。

※ 本事業の実施に当たっては、3(2)イの「脱炭素先行地域に係る間接補助」を除く部分については、委託業務として、事業実施希望額での委託契約を締結し支払うとともに、3(2)イの「脱炭素先行地域に係る間接補助」については、実施事業者が行う事業に対する補助金として、間接補助事業相当額を交付する予定である。

※ 補助金の交付については、「京都市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱」（令和5年4月18日制定。令和6年度に向けては別途改正予定）に基づく交付申請及び交付決定により、確定する。

9 その他

- (1) 提案書類等の提出をはじめ選定までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本事業の実施候補者決定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (5) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 保証金は不要とする。
- (7) 今回の募集については、令和6年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない）。

10 スケジュール

日程	実施内容
令和6年3月 1日（金）	応募受付開始、質問受付開始
令和6年3月 7日（木）午後5時	参加意思確認書提出期限 質問受付期限
令和6年3月12日（火）午後5時	質問回答
令和6年3月15日（金）午後5時	提出書類等提出期限
令和6年3月中旬	ヒアリング又は書面審査
令和6年3月下旬	実施候補者の選定、決定

11 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：吉田、今江）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話番号：075－222－4555 FAX：075－211－9286

電子メール：preceding-region@city.kyoto.lg.jp

受付時間：平日午前9時から午後5時まで